

周知文書

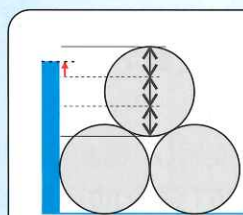
溶接・溶断高圧ガス(溶接または熱切断用
アセチレン・液化石油ガス、酸素)向け

この書面は、高圧ガス保安法第20条の5第1項(周知させる義務等)に基づき、高圧ガス消費者に対し販売契約の締結時及び、周知から1年経過した取引毎に、使用時の注意事項をお知らせするものです。高圧ガスご使用にあたっては、法規則(高圧ガス保安法・一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則・容器保安規則・他関係告示/通達等)ならびに関係法令(労働安全衛生法、消防法その他)を遵守され、高圧ガスの事故・災害防止にお努めください。



② 荷台に固定する

- ・ ロープ等で確実に荷台に固縛
または
- ・ 容器高の $\frac{2}{3}$ 以上の側板を有し、
木枠 角材などで荷台に固定



容器高 $\frac{2}{3}$ 以上の側板とは、2段積みの場合、最上段にある容器高さの $\frac{2}{3}$ の位置より、側板の頂点が上回る事を意味します。

③ 後方からの衝撃に備える

- ・ 容器後面と車両後面を30cm以上離す
または
- ・ 10cm以上の緩衝材を挿入する

① 荷ずれを防止する

- ・ 車両の荷台の前方に寄せる



※①②③は2024年4月に改正された高圧ガス保安法の
例示基準に基づいた高圧ガス容器転落防止対策の一例です。

○ 高圧ガス保安法は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共安全を確保することを目的としています。

◇高圧ガス容器*について

すべての高圧ガス容器は、永久に高圧のままガスを閉じ込めておけるものではありません。ガスの性状、容器のつくりや使用環境、販売店のサポート体制などから消費事業所での容器滞留期間を販売店とあらかじめ文書で取り決め、容器内のガスの残量にかかわらず、決められた期間以上滞留しないよう心がけてください。地域の高圧ガス容器についての保安指針等に取り決めがある場合は、それに基づいて期間内に返却頂きますようお願い致します。
※本書面では断りのない限り高圧ガス容器のことを単に「容器」と呼びます。

一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会
高圧ガス保安協会監修／一般社団法人 日本産業・医療ガス協会推奨